

総合特区制度に係る規制の事前評価書

政策の名称	総合特区制度
法令（案）の名称	総合特別区域法
担当部局	内閣官房 地域活性化統合事務局（担当参事官：青木由行） 内閣府 地域活性化推進室（担当参事官：青木由行） 電話番号：03-5510-2153 e-mail：sogotoc@cas.go.jp
評価実施時期	平成23年2月

1 政策の名称

総合特区制度

2 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

総合特区制度は、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的な取組に対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援するものとして、「新成長戦略」（H22.6.18閣議決定）に基づく施策として実施するもの。

(2) 規制の内容

国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的な取組に対し、取組を行う地域を「国際戦略総合特別区域」又は「地域活性化総合特別区域」に指定し、総合的に支援するため、税制・財政・金融上の支援措置と併せ、以下の規制の特例措置を講ずるもの。

<国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域共通の特例措置等>

- ①通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例（通訳案内士法の特例）
- ②工業地域等における用途規制の緩和（建築基準法の特例）
- ③特別用途地区内における用途制限の緩和（建築基準法の特例）
- ④財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例（補助金適正化法の特例）
- ⑤工場等の高度化事業の市町村経由での実施
（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）

<国際戦略総合特別区域のみの特例措置>

⑥工場立地に係る緑地規制の特例（工場立地法及び企業立地促進法の特例）

<地域活性化総合特別区域のみの特例措置>

⑦他の水利使用に従属する小水力発電の許可手続の簡略化

（河川法及び電気事業法の特例）

⑧特定種類の製造事業・⑨特産種類の製造事業（酒税法の特例）

⑩民間事業者による特別養護老人ホーム設置（老人福祉法の特例）

(3) 規制の必要性

地方公共団体が、国際競争力の強化及び地域の活性化の実現のために必要な政策課題の解決を図るためには、国は、規制の特例措置の整備その他の関連する制度の改革の実施その他の必要な施策を総合的かつ集中的に講ずることが必要である。

(4) 法令（案）の名称とその内容

法案の名称：総合特別区域法

法案の内容：

産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、①基本理念、②政府による総合特別区域基本方針の策定、③総合特別区域の指定、④地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、⑤当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、⑥総合特別区域推進本部の設置等について定めるもの。

3 想定される代替策

規制の特例措置を施行せずに、現行の各種規制制度を継続する。

4 規制の費用・便益

① 費用

【遵守費用】

(1) 規制の特例措置を施行した場合

規制の特例①～⑩のいずれについても、新たな規制を設けるものではないため、遵守費用は発生しない。逆に規制緩和により、従前の規制にかかる遵守費用が減少する。

- (2) 現行の各種規制を継続した場合
現状どおりの遵守費用が発生する。

【行政費用】

- (1) 規制の特例措置を施行した場合
規制の特例①～⑩のいずれについても、新たな規制を設けるものではなく、新設組織を伴うものではないため、行政費用は発生しない。
- (2) 現行の各種規制を継続した場合
現状どおりの行政費用が発生する。

【その他社会的費用】

- (1) 規制の特例措置を施行した場合
規制の特例①～⑩のいずれについても、全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、総合特区に限定して、地域の自己責任の下、代替措置等も講じつつ行うものであり、社会的費用は最小限に抑えられるものと考えられる。
- (2) 現行の各種規制を継続した場合
新たな社会的費用は発生しない。

② 便益

- (1) 規制の特例措置を施行した場合
総合特区制度は、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的な取組に対し、地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることにより、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすものである。これら総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域の活性化が期待される。
- (2) 現行の各種規制を継続した場合
拠点形成による国際競争力等の向上や、地域資源を最大限活用した地域の活性化といった便益が得られない。

5 政策評価の結果

本法案では、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的な取組に対し、地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることにより、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図ることができる。

一方、代替案については、国際競争力等の向上や、地域の活性化といった効果が得られない。

6 有識者の見解その他関連事項

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、「特に、潜在的な需要を抑えているルールを変更すること（規制・制度の改革、総合特区の創設等）は極めて重要」と位置づけられており、「地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。」こととされている。

また、これを踏まえ、制度設計の参考とするために平成22年7月から9月まで実施した提案募集においては、278団体から450件の提案が寄せられ、地域の特性にあわせた規制等の特例措置に対するニーズの大きさが実証された。

7 レビューを行う時期又は条件

本法案では、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。

総合特区制度に係る規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	総合特区制度	
担当部局	内閣官房 地域活性化統合事務局(担当当事官:青木由行) 電話番号: 03-5510-2153 e-mail:sogotoc@cas.go.jp 内閣府 地域活性化推進室 (担当当事官:青木由行)	
評価実施時期	平成23年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 総合特区制度は、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的な取組に対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援するものとして、「新成長戦略」(H22.6.18閣議決定)に基づく施策として実施するもの。</p> <p>【規制の内容】 国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的な取組に対し、取組を行う地域を「国際戦略総合特別区域」又は「地域活性化総合特別区域」に指定し、総合的に支援するため、税制・財政・金融上の支援措置と併せ、規制の特例措置を講ずるもの。</p> <p>【規制の必要性】 地方公共団体が、国際競争力の強化及び地域の活性化の実現のために必要な政策課題の解決を図るためには、国は、規制の特例措置の整備その他の関連する制度の改革の実施その他の必要な施策を総合的かつ集中的に講ずることが必要である。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容		<p>法案の名称:総合特別区域法 法案の内容:産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、①基本理念、②政府による総合特別区域基本方針の策定、③総合特別区域の指定、④地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、⑤当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、⑥総合特別区域推進本部の設置等について定めるもの。</p>
想定される代替案	規制の特例措置を施行せずに、現行の各種規制制度を継続する。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	<p>新たな規制を設けるものではないため、遵守費用は発生しない。逆に規制緩和により、従前の規制にかかる遵守費用が減少する。</p>
	(行政費用)	<p>新たな規制を設けるものではなく、新設組織を伴うものではないため、行政費用は発生しない。</p>
(その他の社会的費用)	<p>全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、総合特区に限定して、地域の自己責任の下、代替措置等も講じつつ行うものであり、社会的費用は最小限に抑えられるものと考えられる。</p>	
規制の便益	便益の要素	
	<p>総合特区制度は、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的な取組に対し、地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることにより、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かすものである。これら総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域の活性化が期待される。</p>	<p>拠点形成による国際競争力等の向上や、地域資源を最大限活用した地域の活性化といった便益が得られない。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本法案では、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的な取組に対し、地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることにより、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図ることができる。一方、代替案については、国際競争力等の向上や、地域の活性化といった効果が得られない。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、「特に、潜在的な需要を抑えているルールを変更すること(規制・制度の改革、総合特区の創設等)は極めて重要」と位置づけられており、「地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。」こととされている。また、これを踏まえ、制度設計の参考とするために平成22年7月から9月まで実施した提案募集においては、278団体から450件の提案が寄せられ、地域の特性にあわせた規制等の特例措置に対するニーズの大きさが実証された。</p>	
レビューを行う時期又は条件	<p>本法案では、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。</p>	
備考		